



県民総合運動公園 の利用を

当公園は、昭和五十五年度を完成目標として現在建設中で、昭和五十三年五月一日から一部の施設は供用しており、スポーツ愛好者や家族連れ等によって利用され大変好評です。

- 一、利用の要領
- (一) 利用したい施設、日時を一ヶ月前に電話で連絡してください。申し込み期日が重複したときは毎月一日、抽選により、使用者を決定します。
 - (二) テニスの個人利用、当日受付のみとします。ただし団体利用については、(一)と同様に取り扱います。

- (三) 使用料は、使用当日公園事務所の窓口にて許可書を持参し納入して下さい。
- 二、申しこみ先
熊本市石原町
県民総合運動公園事務所
電話(〇九六三三〇)七五九九
- 三、使用日と時間
使用日 一月五日～十二月二十六日
使用時間 四月～十月まで 〇六時三〇分～〇九時三〇分
十一月～三月まで 〇九時～〇九時三〇分

※終了時間については、時期により変更することがあります。

四、休園日 毎週月曜日

五、使用料金(二面一時間)

種 目	平日	日 祝		所有数
		日	祝	
バレーボール	80	120	4面	4面
テ ニ ス	80	120	10面	10面
野 球	260	400	1面	1面
ソフトボール	260	300	2面	2面
運 動 広 場	500	800	400m	400m
芝 生 広 場	無		ラック	料

- 六、交通機関について
- (一) 自家用車、県庁から東バイパスを九キロメートル北へ、火の国ハイッ前信号機から右へ、六百メートル。

暮らしと県政

告知板



国際児童年1979

- (二) バス利用(交通センターより)
 - 東バイパス經由大津行、石原バス停下車
 - 供合經由大津行、石原、山尻バス停下車
- (県民総合運動公園事務所)

海外旅行を予定されている方へ

海外旅行をする場合、日本国の旅券を取得しなければなりません。取得には申請日から10日間の期日が必要です。

旅券申請に必要な書類

- 1 一般旅券発給申請書 2 通
- 2 戸籍抄(謄)本(6カ月以内のもの) 1 通
- 3 写真 ふちなしの(5cm×5cm)6カ月以内に撮影したもの 2 葉
上半身。無背景。無帽。
スピードは不可
- 4 渡航費用の支払能力を立証する書類
 - 観光の場合
 - 預金通帳(申請者名義で渡航費用以上の残があること)
 - 前年度の源泉徴収票(所得税額のあるもの)
 - 旅行引受書
 - 出張命令書
 - 業務の場合
 - 身元を立証する書類
 - (1) 住民票(6カ月以内のもの) 1 通
 - (2) 官製はがき(未使用のもの) 1 枚
 - (3) 運転免許証または健康保険証
- 5 印かん(ゴム製は不可)
- 6 旧旅券 使用済みの旅券を、お持ちの方は、申請の時、必ず返納してください。
- 7 国家公務員の方は海外渡航承認書が必要です。

※ 旅券の申請・受領には必ず本人がおいでください。詳細については、係にご相談ください。

問い合わせ先：熊本市水前寺6丁目18番1号 〒862
熊本県総務部広報外事課分室(1階)
電話 0963(83)1111 内線2717・2716
受付時間 月～金 9時から11時30分まで
13時から16時30分まで
土 9時から12時まで

民話



ぴんとこしよ

飽託郡天明町銭塘

小山 正

むかし、むかし、あるところに田舎の人が、町の親類の家に行ったら、団子のご馳走がでたそうです。田舎の人は生れてはじめてのダンゴなので、これは大変うまいもんでございますが、一体なんというものでしょうかと尋ねてみましたら親類の人は、それはあなた只のダゴですよ。おいしいなら沢山できていますので

遠慮なくおあがりとか馳走されたそうです。田舎の人は、ははあ、これがダゴというものです。帰ったら、嫁さんに作らせようと思つて途中で忘れたら大変、忘れないようにダゴ、ダゴ、ダゴと繰り返していってました。所が途中に溝があったので、それを飛び越す拍子にピントコショといったそうです。それからピントコショ、ピントコショといいながら家に帰り着いて、嫁さんに、おい、ピントコショは作ってくれといわれたそうです。嫁さんはピントコショはなんのことかわからず、一体なんのことですか、私は、そんなもの見たことがなか、どうしようもなく困っていると嬉しな腹立てて「女ゴピンコショも知らんてあるや、あのやわらうしてうまいもんば」といって、嫁ごん頭は打ったかしたか頭のテッペンに大きなタンコブができたそうです。嫁さんは「ウーいさぎいああなたが打ちはったけんダゴの様なコブができた」といったら、婿さんは思い出して「そんダゴちゅうとたい」そのダゴば作ってくれといったそうです。

もっぴ

いわゆる公聴事業に幾たびか携わるとにその難しさと心もとなさかとみに感じられる今日この頃である。

人は、これからもっと増大し、多様化し、質も高まる一途と思われ。

こんな欲求を地方団体では、政策を形作る段階や執行の過程で十分反映しなければ、「地方の時代」が泣くことになる。このためには、住民すべてが、行政内容を良く理解し、行政に注文し、行政はこれを明瞭に察知しなければならぬ。この活動を広聴ないし公聴事業と表現していることはご承知のとおり。住民の判断材料を提供する広報活動と車の両輪をなしており、これらが有機的に行われるようフィードバックシステムを志向しているところである。

行政広報は見栄えするものは稀だし、広報担当者としては生来口下手が多い自分達の考えが相手に十分伝わったか平生から不安であるので、組織の一員として、広報誌、新聞紙面購入、テレビ、ラジオ等数多くの媒体が県のPRの意図を十分県民に浸透させているか気になって仕方がない。

しかし、最近では、比較的容易と思えた公聴のやり方が心許なくなり出した。公

聴は色々な方法をとっているし、それなりに歴史もある。されど、われらが日々は、物質生活の安定やマスメディアや教育の発達により、「一億総評論家」時代であり、八割以上が中流意識を堅持している時代である。行政や生活に皆さん一言言を持っている人はかなりである。全て意見を集約し行政に反映させるなど無理ではないか。民間でもアンケートやモニターを活用しており、国や県でもやっている。しかし、これらも狙いや方法は種々雑多であり、結果の利用も簡単ではない。いっそ、全県下の有権者にコンピュータで御意見拝聴の方法はとれないものだろうか。整理や分析に溺れてしまふことは確実だろう。

こんな悩みの中に、先頃の県民意見調査に、今住んでいる所に魅力を感じる人が、十年以上など永く住んでいる人ほど数多くみられた。また、NHKの全国調査でも、熊本県人の九十%が熊本を住みよいと答えており、これは全国一である。この調査には、従来もつこの悪い面を示す協働性のなさという結果はそんなに顕著でない点にも注目されたのであるが、ともかくも、熊本は住み易いと数箇の調査に浮び上っていることは、一陣の微風となって、心強い担当者を勇気づけてくれるものである。

(T・F)